

# 改正建設業法に関する説明会

構造計算書偽造問題を受けた一連の法制度見直しで、11月28日より共同住宅の建築工事について、一括下請負を全面禁止（長屋を除く）・監理技術者制度の拡充・営業に関する図書の保存対象の拡充などを柱とする改正建設業法が施行されます。

当協会では、国土交通省関東地方整備局より担当官をお招きし、改正建設業法についてご説明をいただくこととなりました。

ご参加くださいますようお願い申し上げます。

**日 時** 平成20年11月10日（月）午後2時～4時

**場 所** 明治記念館 富士1の間（申込書地図参照）  
東京都港区元赤坂2-2-23  
TEL 03-3403-1171

**参加費** 無料

**定 員** 200名（先着順受付）

**内 容** (1) 改正建設業法について  
国土交通省 関東地方整備局 建政部  
建設産業第一課 課長補佐 片川 覚

(2) 建設業法令遵守ガイドライン(改訂版)について  
国土交通省 関東地方整備局 建政部  
建設産業第一課 課長補佐 小林 薫

## 申込方法

- ・ 申込書に必要事項をご記入の上、[FAX 03-3555-2170](tel:03-3555-2170)へお申し込み下さい。
- ・ 申込みが定員(200名)に達した場合はお電話にてご連絡させていただきます。
- ・ 参加票は特にお送りいたしません。当日受付にてお名刺又はお名前をご提示ください。
- ・ ご記入いただいた個人情報につきましては、本説明会の運営のみに利用させていただきます。

## 問い合わせ先

社団法人東京建設業協会 事業部振興課

TEL 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170

E-mail [jshinko@token.or.jp](mailto:jshinko@token.or.jp)